

## 小布施まちづくり委員会 細則

この細則は、小布施まちづくり委員会会則に基づき、小布施まちづくり委員会の運営に必要な事項を定めるものとする。

### 1. 委員について

- (1) 委員は公募によるもののほか、各自治会や各種団体に1人以上の推薦を依頼することができる。
- (2) 町外者が委員になる場合は、町民1人以上の推薦を必要とする。
- (3) 小布施まちづくり委員会の成立する委員数は、30人以上とする。
- (4) 委員の任期は、原則として4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、再任を妨げない。中途加入の場合は、加入日から起算して1年を経過した日以降、最初の3月31日までとする。

### 2. 組織について

- (1) 全体会は、全ての委員で構成し、原則として年1回開催する。
- (2) 部会及び広報委員会(以下「部会等」という。)は、次のとおり構成し、1部会等あたり5人以上で編成する。
  - ① 役員を含め、全ての委員はいずれかの部会等に参加する。複数の部会等に参加することもできる。
  - ② 参加委員の互選により、部会長及び副部会長各1人を選出する。
  - ③ 会長は、部会長及び副部会長を兼ねることができない。
  - ④ 部会長は、部会の運営・調整を行い、副部会長は、これを補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - ⑤ 広報委員会の委員長は会長とし、広報委員の互選により編集長を選出する。

### 3. 会議運営について

- (1) 全体会及び運営委員会は、会長が招集し、構成する委員の2/3以上の出席により成立する(委任状可)。
- (2) 全体会、運営委員会及び広報委員会は会長が、部会は部会長が座長を務める。
- (3) 検討テーマは、町民や委員、行政、各種団体などからの提案に基づき運営委員会で調整した後、全体会で趣旨を説明のうえ決定する。
- (4) あらかじめ、記録などの役割分担やスケジュールを定め、計画的に検討を進める。毎回、会議の位置付けを確認しながら、効率的な時間配分に心がける。
- (5) 検討の過程においては、専門家や有識者、関係者、実践者を招いたり、視察を行うなど、検討テーマに対する理解を深める。
- (6) 意見集約は、出席者全員の合意を原則とするが、万が一、意見が集約できない場合は、出席委員の2/3以上の賛成をもって合意とみなすとともに、必要な場合は、少数意見の付記、両論併記も可能とする。

(7) 会議は原則公開で、委員以外の傍聴やスポット参加も自由とし、委員以外にも委員と同一の資料を配付する。ただし、委員以外は、座長の承認を得て意見を述べることはできるが、意思決定に加わることはできない。

(8) 全体会及び運営委員会の会議録は、会議の経緯や決定事項など、次回以降の会議に必要な範囲で作成する。なお、作成にあたっては、個人情報の保護に努める。

#### 4. その他

本細則は、全体会で協議のうえ、改正することができる。また、本細則に定めのない事項は、全体会で協議のうえ決定する。

##### 附 則

1. 本細則は、平成20年4月23日より施行する。

##### 附 則

1. 本細則は、平成30年4月19日より施行する。